

令和7年度 下水道施設包括的管理業務委託年度契約
(計画的維持管理業務)

- 1 業務委託の名称 高槻市下水道施設包括的管理業務委託
(計画的維持管理業務)
- 2 履行期間 令和7年9月1日から令和8年3月31日まで
- 3 本業務にかかる業務委託料 金●●●,●●●,●●●円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●●,●●●,●●●円)

高槻市(以下「発注者」という。)と●●●(以下「受注者」という。)は、令和7年●月●●日付高槻市下水道施設包括的管理業務委託に関する基本契約書(以下、「基本契約書」という。)第7条に基づいて、別添の条項によって計画的維持管理業務に関する年度契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して請け負う。

本契約の証として、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保管する。

令和 年 月 日

発注者 大阪府高槻市桃園町2番1号
高槻市
代表者 高槻市長 濱田 剛史

受注者 企業体名称
代表者 所在地
氏 名

構成員 所在地
氏 名

構成員 所在地
氏 名

構成員 所在地
氏 名

(適用範囲)

第1条 本契約は、基本契約書第7条に基づくものであり、その適用範囲は、頭書の履行期間及び第3条に定める業務（以下、「年度業務」という。）に適用する。

2 本契約は、年度業務について特記するものであり、その適用範囲において基本契約書に優先する。ただし、本契約に定めのない事項については、基本契約書によるものとする。

(総則)

第2条 受注者は、年度業務を頭書の履行期間内に完了し、契約の成果物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、頭書の業務委託料を支払うものとする。

2 本契約において使用する用語の定義は、本契約で別に定める場合を除き、基本契約書に定めるところによる。

(業務内容)

第3条 基本契約書第7条に基づき、本契約で定める業務内容は、以下に記載された業務とし、業務概要は別表に定めるとおりとする。

一 計画的維持管理業務

- 1) 巡視点検業務
- 2) 調査業務（詳細カメラ、潜行目視）
- 3) 定期清掃業務

(業務委託料の支払)

第4条 受注者は、基本契約書第42条の規定による検査に合格し、成果物の引渡し完了したときは、発注者に対して業務委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による適正な支払請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(前金払の支払)

第5条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の10分の3以内の前金払の支払いを発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から原則14日以内に前金払を支払わなければならない。

3 受注者は、業務委託料が10分の2以上増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の3から受領済みの前金払額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前金払の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

4 受注者は、業務委託料が10分の2以上減額された場合において、受領済みの前金払額が減額後の業務委託料の10分の3を超えるときは、発注者は受注者に対し、その超過額の返還を請求することができる。この場合、受注者は、業務委託料が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前金払の使用状況からみて、著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託

料が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第6条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前金払に追加してさらに前金払の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

- 3 受注者は、前金払額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前金払の使用等）

第7条 受注者は、前金払をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（この委託業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、交通通信費、修繕費、仮設費及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（前金払等に係る業務委託料の不払いに対する業務中止）

第8条 受注者は、発注者が第5条において準用される第4条第2項の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（基本契約の終了又は解除による本契約の解除）

第9条 本契約の履行期間中に基本契約が終了又は解除された場合は、本契約は当然に終了するものとする。

- 2 前項の規定により本契約が終了した場合に、発注者及び受注者が当該終了に起因して生じる損害については、基本契約書の定めに従うものとする。

別表（第3条関係）

業務概要（計画的維持管理業務）

工 種	単位	数量
巡視点検業務		
点検工		
マンホール蓋点検工	基	0,000
管口カメラ点検工	基	0,000
マンホール目視調査工	箇所	0,000
調査業務		
管路施設調査工		
TVカメラ調査工	m	0,000
本管潜行目視調査工	m	0,000
定期清掃業務		
清掃工、点検工（性能発注）	m	000
<p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 上記工種その他、必要な仮設工、報告書作成工等を含む。 2. 定期清掃業務は性能発注であり、要求性能を満たすために必要となる業務内容を受注者の責任において定める。 		

令和7年度 下水道施設包括的管理業務委託年度契約
(改築計画策定業務)

- 1 業務委託の名称 高槻市下水道施設包括的管理業務委託
(改築計画策定業務)
- 2 履行期間 令和7年9月1日から令和8年3月31日まで
- 3 本業務にかかる業務委託料 金●●●,●●●,●●●円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●●●,●●●,●●●円)

高槻市(以下「発注者」という。)と●●●(以下「受注者」という。)は、令和7年●月●日付高槻市下水道施設包括的管理業務委託に関する基本契約書(以下、「基本契約書」という。)第7条に基づいて、別添の条項によって改築計画策定業務に関する年度契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して請け負う。

本契約の証として、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保管する。

令和 年 月 日

発注者 大阪府高槻市桃園町2番1号
高槻市
代表者 高槻市長 濱田 剛史

受注者 企業体名称
代表者 所在地
氏 名

構成員 所在地
氏 名

構成員 所在地
氏 名

構成員 所在地
氏 名

(適用範囲)

第1条 本契約は、基本契約書第7条に基づくものであり、その適用範囲は、頭書の履行期間及び第3条に定める業務（以下、「年度業務」という。）に適用する。

2 本契約は、年度業務について特記するものであり、その適用範囲において基本契約書に優先する。ただし、本契約に定めのない事項については、基本契約書によるものとする。

(総則)

第2条 受注者は、年度業務を頭書の履行期間内に完了し、契約の成果物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、頭書の業務委託料を支払うものとする。

2 本契約において使用する用語の定義は、本契約で別に定める場合を除き、基本契約書に定めるところによる。

(業務内容)

第3条 基本契約書第7条に基づき、本契約で定める業務内容は、以下に記載された業務とし、詳細は要求水準書等に定める。

一 改築計画策定業務

1) 修繕改築計画策定業務

(業務委託料の支払)

第4条 受注者は、基本契約書第42条の規定による検査に合格し、成果物の引渡し完了したときは、発注者に対して業務委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による適正な支払請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(基本契約の終了又は解除による本契約の解除)

第5条 本契約の履行期間中に基本契約が終了又は解除された場合は、本契約は当然に終了するものとする。

2 前項の規定により本契約が終了した場合に、発注者及び受注者が当該終了に起因して生じる損害については、基本契約書の定めに従うものとする。

別表（第3条関係）

業務概要（改築計画策定業務）

工 種	単位	数量
修繕改築計画策定業務		
緊急度・健全度の判定	km	00.0
修繕改築計画策定	km	0.0
(注)		
1. 上記工種その他、必要な仮設工、報告書作成工等を含む。		

令和7年度 下水道施設包括的管理業務委託年度契約
(統括管理業務及び維持管理情報関連業務)

- 1 業務委託の名称 高槻市下水道施設包括的管理業務委託
(統括管理業務及び維持管理情報関連業務)
- 2 履行期間 令和7年9月1日から令和8年3月31日まで
- 3 本業務にかかる業務委託料 金●●●,●●●,●●●円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●●,●●●,●●●円)

高槻市(以下「発注者」という。)と●●●(以下「受注者」という。)は、令和7年●月●●日付高槻市下水道施設包括的管理業務委託に関する基本契約書(以下、「基本契約書」という。)第7条に基づいて、別添の条項によって統括管理業務及び維持管理情報関連業務に関する年度契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して請け負う。

本契約の証として、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保管する。

令和 年 月 日

発注者 大阪府高槻市桃園町2番1号
高槻市
代表者 高槻市長 濱田 剛史

受注者 企業体名称
代表者 所在地
氏 名

構成員 所在地
氏 名

構成員 所在地
氏 名

構成員 所在地
氏 名

(適用範囲)

第1条 本契約は、基本契約書第7条に基づくものであり、その適用範囲は、頭書の履行期間及び第3条に定める業務（以下、「年度業務」という。）に適用する。

2 本契約は、年度業務について特記するものであり、その適用範囲において基本契約書に優先する。ただし、本契約に定めのない事項については、基本契約書によるものとする。

(総則)

第2条 受注者は、年度業務を頭書の履行期間内に完了し、契約の成果物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、頭書の業務委託料を支払うものとする。

2 本契約において使用する用語の定義は、本契約で別に定める場合を除き、基本契約書に定めるところによる。

(業務内容)

第3条 基本契約書第7条に基づき、本契約で定める業務内容は、以下に記載された業務とし、詳細は要求水準書等に定める。

一 統括管理業務

1) 一元的統括管理業務

二 維持管理情報関連業務

1) 点検調査、維持管理情報の整理

2) 下水道計画図調製業務

(業務委託料の支払)

第4条 受注者は、基本契約書第42条の規定による検査に合格し、成果物の引渡し完了したときは、発注者に対して業務委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による適正な支払請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(基本契約の終了又は解除による本契約の解除)

第5条 本契約の履行期間中に基本契約が終了又は解除された場合は、本契約は当然に終了するものとする。

2 前項の規定により本契約が終了した場合に、発注者及び受注者が当該終了に起因して生じる損害については、基本契約書の定めに従うものとする。

別表（第3条関係）

業務概要（統括管理業務及び維持管理情報関連業務）

工 種	単位	数量
統括管理業務		
一元的統括管理業務	式	1
維持管理情報関連業務		
点検調査、維持管理情報の整理	式	1
下水道計画図調製業務	式	1
(注)		
1. 上記工種その他、必要な仮設工、報告書作成工等を含む。		